

資産等報告書に関する
審 査 報 告 書

平成27年10月23日

国分寺市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている市議会議員（以下「議員」という。）5名は、任期開始の日から起算して100日以内に資産等報告書を議長に提出した。

国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、議員の資産等報告書を8月18日に市長より受け取り、審査を求められた。

2 審査の経過

平成27年8月27日及び10月23日に審査会を開催した。審査の概要は、次のとおりである。

第3回 8月27日（木） 資産等報告書の審査

第4回 10月23日（金） 審査報告書の検討及び作成

3 照会事項

資産等報告書の審査において、照会すべき特段の事項はないものと判断した。

4 審査の内容及び結果

審査会は、条例等（条例、国分寺市政治倫理条例施行規則（平成14年規則第4号））に基づき、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ、審査会の設置意義を認識し、公正を旨として、審査を行った。

審査の結果は、以下のとおりである。

資産等報告書 (1) 「資産等」に関する部分

ア「土地」、イ「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、ウ「建物」、エ「預金・貯金」、オ「有価証券」、カ「動産」、キ「ゴルフ場の利用に関する権利」、ク「貸付金」及びケ「借入金」について、不明確なものは認められなかった。

したがって、提出された資産等報告書の内容について、特段の問題は認められないものと判断した。

5 添付書類

なし

6 審査会委員

職名	氏名	職業
会長	佐々木隆志	大学教授
副会長	長野啓江	税理士
委員	吉野英雄	税理士
委員	酒井雅弘	弁護士